

江東区耐震改修促進計画の改定（案）について**1 趣旨**

平成 20 年 3 月に策定した「江東区耐震改修促進計画」（以下「本計画」）は、これまで平成 27 年 3 月、令和 3 年 3 月に改定し、令和 7 年度末までの目標を定め耐震化を進めてきた。令和 7 年 7 月に国の基本方針が一部改正されたことを受け、本計画の上位計画である東京都耐震改修促進計画が改定されることとなり、本計画についても東京都の動向と整合をとりながら改定を実施することとした。

2 改定案

資料 1 1 - 2 のとおり

3 素案に対する意見募集の実施結果**(1) 実施期間**

令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木）～令和 8 年 1 月 5 日（月）

(2) 周知・公表方法

区報 1 2 月 1 1 日号 7 面にて周知

安全都市づくり課窓口、区ホームページ、こうとう情報ステーションにて公表

(3) 意見の提出方法

安全都市づくり課窓口、区ホームページ、郵送、ファックス

(4) 意見提出件数

3 件（内、直接関係のないご意見 1 件）

(5) いただいたご意見と区の考え方

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
1	建築時期が建築確認番号の発行されない時期である建物について、耐震補強工事の制度利用ができるようにしてほしい。 同様の建物について、建物の取り壊し費用の増額など耐震化に関する助成制度の拡充を行ってほしい。	建築基準法施行以前に建てられた住宅についても、適法な建築物であると認められる場合には耐震補強工事の助成対象としております。 また、旧耐震基準の木造住宅への除却助成制度については、令和 7 年度より助成上限額を 100 万円に拡充しました。

2	地震が発生した際、歩くことが困難な高齢者への対策をしてほしい。	本区では地震による住宅の倒壊を防ぐため、耐震改修工事費等への助成を実施しています。そのうち、震災時に直ちに避難することが困難な高齢者・障害者世帯等が居住する木造住宅については令和8年度より助成率や助成上限額を割増して実施いたします。
---	---------------------------------	--

4 素案からの主な変更点

目標達成へ向けた取り組みの記載（P. 42）

令和8年度以降における耐震化促進施策について追記した。

5 令和8年度以降における耐震化促進施策

（1）木造住宅

高齢者や障害者など、震災時に直ちに避難することが困難な世帯が居住する木造住宅への耐震改修工事費助成の制度改正

	高齢者世帯への助成金額※1
現 行	助成対象経費の3分の2（上限 <u>150万円</u> ）
改 正 後	助成対象経費の3分の2（上限 <u>200万円</u> ）

	障害者世帯等への助成金額※2
現 行	助成対象経費の <u>2分の1</u> （上限 <u>150万円</u> ）（加算なし）
改 正 後	助成対象経費の <u>10分の10</u> （上限 <u>300万円</u> ）

※1 高齢者世帯：所有者または同居する三親等内の親族が65歳以上の世帯

※2 障害者世帯等：居住者が身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持または要介護認定・要支援認定を受けている世帯

(2) 分譲マンション

区民の約4割が居住し、工事費用の負担に関する合意形成が困難であることも多い分譲マンションへの耐震改修工事費助成の制度改正

	マンションへの助成金額
現 行	助成対象経費の2分の1（上限 <u>2,000</u> 万円）
改 正 後	分譲：助成対象経費の2分の1（上限 <u>3,000</u> 万円） 賃貸：助成対象経費の2分の1（上限 <u>2,000</u> 万円）

(3) 実施時期

上記の制度改正を令和8年4月1日より実施する。また、国や都の動向を注視し、耐震化を促進するための検討を進める。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年 3月 計画改定

4月 計画全文を区ホームページに掲載

意見募集にていただいたご意見と区の考え方を区ホームページに掲載（4月11日号区報）